平成２２年（フ）第１０４号
栃木県下都賀郡野木町大字友沼4695番地５
ベレーザⅠ201号
債務者　金久保光秋
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部
平成２２年（フ）第３７６号
静岡県浜松市中区元魚町150番地の４　第２満和アパート103号室
債務者　渡邊　文明
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係
平成２２年（フ）第９５号
岡山県真庭市一色39番地３
債務者　長尾　敏郎
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午前11時10分
岡山地方裁判所津山支部
平成２２年（フ）第３９６号
静岡市駿河区下川原３丁目25番28号
債務者　藤　　律子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第１４２号
広島県福山市手城町４丁目34番13―２号
債務者　岡田絵理子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時10分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第４５号
栃木県足利市久松町103番地３
破産者　有限会社イワイ食品
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部
平成２２年（フ）第３９号
福岡市博多区浦田２丁目８番23号
破産者　深町　辰雄
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部
平成２１年（フ）第１７９号
茨城県日立市神峰町３丁目７番３号
破産者　有限会社木下設備工業
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部
平成２２年（フ）第１１号
神奈川県横浜市旭区西川島町63―４瀬下方、破産手続開始決定時住所長野県佐久市協和3358番地３
破産者　依田　秀浩
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部
平成２２年（フ）第８６号
愛知県春日井市町屋町3885番地の６
破産者　双栄工機有限会社
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第１７８号
名古屋市東区泉１丁目20番２号
破産者　株式会社ＳＰＤ
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第５０号
福岡県八女市本町１番地
破産者　ＡＢＣ商事株式会社
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部
平成２１年（フ）第２０８４号
福岡市中央区大名２丁目１番４号
破産者　有限会社エーイーカンパニー
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部
平成２１年（フ）第２７３号
佐賀県佐賀市高木瀬西１丁目１番５号
破産者　武富建設株式会社
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第３２号
佐賀県佐賀市鍋島３丁目５番15号
破産者　有限会社大成学館
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２１年（フ）第６６５号
茨城県常陸大宮市姥賀町601番地
破産者　株式会社アクツ工業
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所
平成２１年（フ）第６６７号
茨城県常陸大宮市姥賀町601番地
破産者　ジュン・コーポレーション合資会社
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所
平成２１年（フ）第６９１号
栃木県芳賀郡益子町大沢字広町972の１
破産者　有限会社大進紙業
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２１年（フ）第７７０号
栃木県宇都宮市河原町７番５号
破産者　有限会社宇都宮ニューシティーホテル
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係